

資 料

事業を推進する組織

実行委員会

所 属	氏 名	備 考
千葉県立現代産業科学館館長	須田 繁	実行委員長
出光興産株式会社顧問	小野 勝弘	副委員長・千葉県立現代産業科学館 展示・運営協力会会長
千葉商科大学付属高等学校校長	上野 国彦	千葉県立現代産業科学館友の会会長
国立教育政策研究所教育課程研究 センター基礎研究部総括研究官	鳩貝 太郎	千葉県立現代産業科学館客員研究員
市川市立鬼高小学校校長	宮内 洋子	
市川市立東国分中学校校長	西 博孝	監事
市川市教育委員会指導主事	渡邊 晴美	監事

企画開発部会

所 属	氏 名	備 考
習志野市教育委員会指導主事	井上 隆夫	
さわやかちば県民プラザ 情報相談課主査	村松 伸弘	
独立行政法人国立科学博物館 教育部科学教育室教育普及官	金子 俊郎	
市川市立二俣小学校教諭	藤間 博之	
船橋市立金杉台中学校教諭	長谷川 信之	
市川市立塩焼小学校教諭	亀井 修	

事務局

所 属	氏 名	備 考
千葉県立現代産業科学館普及課長	田代 資二	事務局長
同 庶務課主任主事	山口 進吾	事務局員
同 普及課上席研究員	片岡登喜子	事務局員
	森澤 雅夫	学習プログラム部門
	星野 正信	学習プログラム部門
	土野 茂	学習プログラム部門, 事務局員
	大村 尚	子ども向けホームページ部門, 事務局員
	渡邊 博典	科学館スタッフ体験部門 子ども向けホームページ部門
	佐藤 仁	科学館スタッフ体験部門 子ども向けホームページ部門
	山口 剛	科学館スタッフ体験部門
	渡貫 健	事務局員

科学系博物館教育機能活用推進事業実施委託要綱

平成14年5月29日

生涯学習政策局長決定

1 趣旨

科学系博物館の豊富な学習資源や教育機能を地域において積極的に活用するため、学校や公民館などとの連携・協力により、地域学習活動及び博物館活動の活性化を図るとともに、子どもたちの科学技術・理科離れの防止・解消に資するモデル事業を行う。

2 委託先

委託先は以下の(1)、(2)とする(以下「博物館等」という。)

(1) 科学系博物館(科学博物館, 総合博物館, 動物園, 植物園, 動植物園, 水族館)

(2) 科学系博物館, 学校, 公民館, 関係機関・団体等で構成する「科学系博物館教育機能活用推進事業実効委員会」。

※ 本事業で言う「博物館」の範囲は登録博物館, 博物館相当施設のみならず, いわゆる博物館類似施設についてもその対象とする。

3 委託事業の内容

科学系博物館と学校・地域の連携により,

①授業における博物館資料の活用

②教員と学芸員等の共同開発による学習プログラムの作成

③作成された学習プログラムの効果を実証するためのチーム・ティーチングなどの実践。

④公民館をはじめとする身近な施設における自然史学習教室等の開催

などを実施し地域全体の取組による博物館活動の活性化を図るとともに, 科学技術・離れの防止・解消に資するようなモデル的な事業を行う。

4 委託手続き

(1) 博物館等が委託を受けようとするときは, (別紙1)による実施計画書を都道府県教育委員会の推薦書(別紙2)とともに文部科学省に提出すること。

(2) 文部科学省は, 上記により提出された実施計画書の内容を検討し, 内容が適切であると認めた場合, 当該博物館等に対し事業を委託する。

5 委託期間

本事業の実施期間は, 委託を受けた日から同年度の3月31日までとする。

6 事業成果の報告

事業の委託を受けた博物館等は、事業が終了したときは、終了した日から10日以内もしくは事業の属する年度の3月31日、いずれか早い日までに文部科学省に（別紙3）による実施報告書及び収支精書を提出するものとする。

7 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借料及び損料、賃金、雑役務費、消耗品費）を委託費として支出する。
- (2) 事業の実施の過程において、事業計画について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、委託費の総額に影響を及ぼさない限りで、事業の経費項目の20%以内の額または5万円を超えない額を変更する場合はこの限りではない。
- (3) 文部科学省は、事業を委託した博物館等が委託要綱等に違反したとき、または委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

その他

- (1) 文部科学省は、委託を受けた博物館等における事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託事業の実施に当たり、委託を受けた博物館等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。

千葉県立現代産業科学館教育機能活用推進事業実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は「千葉県立現代産業科学館教育機能活用推進事業実行委員会」（以下「実行委員会」と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は平成14年度に行われる「千葉県立現代産業科学館教育機能活用推進事業～科学館へ行こう～」の研究開発を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 館所有の資料を題材とした教材の企画開発、及び教材を利用した学習プログラムの開発・実施
- (2) 科学館のスタッフ体験の実施
- (3) 子ども向けのホームページの制作
- (4) その他必要と認められる事業

(役員等)

第4条 実行委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名 副委員長 1名 監事 2名
- (2) 副委員長・監事は委員のうちから委員長が委嘱する。

(組織)

第5条 実行委員会の委員長は千葉県立現代産業科学館長とする。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから委員長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他委員長が必要と判断した者

(役員等の職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し会務を総括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 監事は実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は委嘱の日から事業が終了するまでとする。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第9条 委員長は、本事業を円滑かつ効率的に行うために作業部会を設置することができる。

2 部会の構成員は、委員長が別に定める。

3 委員長は必要に応じて部会の構成員以外の者を部会に出席させることができる。

(会計)

第10条 実行委員会に係る経費は文部科学省からの委託経費をもってこれに充てる。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務処理のため、千葉県立現代産業科学館内に事務局を置く。

2 事務局長及び事務局員は委員長が任命する。

3 事務局に関し必要な事項については委員長が別に定める。

(その他)

第12条 この規約に定めるものの他に、実行委員会の運営に関し必要な事項については委員長が別に定める。

附則

この規約は、平成14年8月8日から施行する。

平成14年度文部科学省委託事業
千葉県立現代産業科学館教育機能活用推進事業
～科学館へ行こう～ 事業報告書

発行 平成15年3月30日

製作 千葉県立現代産業科学館教育機能活用推進事業
～科学館へ行こう～ 実行委員会

千葉県市川市鬼高1-1-3

電話 047-379-2000 F A X 047-379-2221